

栃木県新型コロナウイルスPCR等検査無料化事業実施要領

(趣旨)

第1条 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」に定めるワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業及び一般検査事業の実施については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進交付金に係る実施要領」（以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施計画書)

第2条 国実施要領第2条第1項の規定による実施計画書の様式は、別記様式1のとおりとする。

2 本要領の適用前に提出された実施計画書は、本要領適用日に提出されたものとみなす。

(登録)

第3条 国実施要領第2条第3項の規定による実施事業者としての登録は、県ホームページへの掲載をもって行う。

(登録の変更)

第4条 登録の変更を受けようとする実施事業者は、変更後の内容に基づき第2条の規定による実施計画書を県に提出するものとする。

(登録の解除)

第5条 登録の解除を受けようとする実施事業者は、別記様式2により、登録解除申出書を県に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録要件を満たしていないなどにより、当該登録を継続しがたいと判断した場合、県は登録を解除することができる。

(検査申込書等)

第6条 国実施要領第4条第1項の規定による申込書の様式は、別記様式3-1又は別記様式3-2のとおりとする。

2 国実施要領第4条第1項第3号の規定による申立書の様式は、別記様式4のとおりとする。

(結果通知書)

第7条 国実施要領第5条第1項及び第2項の規定による結果通知書の様式は、別記様式5のとおりとする。

(週次の報告)

第8条 国実施要領第8条の規定による週次の受検者数・陽性者数の報告の様式は、別記様式6のとおりとする。

2 前項の報告は、翌々週の水曜日（祝日の場合は前営業日）まで行うこととする。

(実績の報告)

第9条 国実施要領第9条の規定による実績報告書の様式は、別記様式7のとおりとする。

2 前項の報告は、別に定める期日まで行うこととする。

附 則

この要領は令和3（2021）年12月25日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 1月 26日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 4月 1日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 4月 28日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 8月 18日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 9月 1日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 9月 22日から適用する。

附 則

この要領は令和4（2022）年 12月 7日から適用する。